秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月1日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第29号

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員給与条例施行規則(昭和28年秋田市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 3 条例第13条第3項の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、 同項の規則で定める額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号 に定める額とする。ただし、同一の日において、第1号に掲げる場合お よび第3号に掲げる場合に該当するとき又は第2号に掲げる場合および 第3号に掲げる場合に該当するときは、同号に定める額とする。
  - (1) 職員が日没時から日出時までの間において別表第2第20号に規定する巡回監視の作業又は同号に規定する応急作業もしくは応急作業のための災害状況の調査の作業に従事した場合 同号の規定による額の100分の50に相当する額
  - (2) 職員が別表第2第20号に規定する災害調査、災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用もしくは保守又はこれらに相当する作業で心身に著しい負担を与えると市長が認めるもののうち、市長が著しく危険であると認める作業に従事した場合 同号の規定による額の100分の100に相当する額
  - (3) 職員が別表第2第20号に規定する作業のうち市長が著しく危険であると認める区域で行う作業に従事した場合 同号の規定による額の 100分の100に相当する額

別表第2に次のように加える。

| 20 | 災害応急作業 | 異常な自然現象により重大な災   | 日額 350円   |
|----|--------|------------------|-----------|
|    | 等手当    | 害が発生し、又は発生するおそ   |           |
|    |        | れがある現場(河川の堤防等又   |           |
|    |        | は道路法(昭和27年法律第180 |           |
|    |        | 号) 第46条第1項(第2号を除 |           |
|    |        | く。)の規定に基づき通行が禁   |           |
|    |        | 止されている区間内の道路もし   |           |
|    |        | くはその周辺をいう。以下同    |           |
|    |        | じ。)で行う巡回監視の作業に   |           |
|    |        | 従事する職員           |           |
|    |        | 現場において重大な災害の発生   | 日額 530円   |
|    |        | した箇所又は発生するおそれの   |           |
|    |        | 著しい箇所で行う応急作業又は   |           |
|    |        | 応急作業のための災害状況の調   |           |
|    |        | 査の作業に従事する職員      |           |
|    |        | 異常な自然現象又は大規模な事   | 日額840円(市長 |
|    |        | 故により重大な災害が発生した   | が別に定める作業  |
|    |        | 箇所又はその周辺において行う   | に従事する職員に  |
|    |        | 災害調査、災害警備、遭難救    | あっては、350  |
|    |        | 助、通信施設の臨時設置、運用   | 円)        |
|    |        | もしくは保守又はこれらに相当   |           |
|    |        | する作業で心身に著しい負担を   |           |
|    |        | 与えると市長が認めるものに従   |           |
|    |        | 事する職員            |           |

## 附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の秋田市職員給与条例施行規則の規定は、令和5年7月14日から適用する。